

地方自治法の一部を改正する法律案要綱

第一 都道府県知事及び指定都市の市長の在任の制限に関する事項

- 一 都道府県知事及び指定都市の市長は、引き続き三期（各期における在任が四年に満たない場合もこれを一期とし、指定都市の市長については指定都市の指定前の在任に係る期を含む。）を超えて在任することができないものとする。 （第百四十条の二第一項関係）
- 二 一にかかわらず、指定都市の指定の際現に引き続き四期以上の期（各期における在任が四年に満たない場合もこれを一期とする。）にわたって当該指定に係る市の市長の職に在る者については、その残任期間に限り引き続き在任することができるものとする。 （第百四十条の二第二項関係）
- 三 都道府県知事若しくは指定都市の市長の職の退職を申し出た者が当該退職の申立てがあったことにより告示された当該都道府県知事若しくは指定都市の市長の選挙において当選人となり引き続き在任することとなる場合又は公職選挙法第百九条第四号に規定する争訟の結果選挙が無効となったことにより当選人でなくなった者が当該争訟に係る同号の事由により行われた再選挙において当選人となり引き続き在任することとなる場合においては、当該退職の申立てに係る選挙又は当該再選挙の直前及び

直後の期を併せて一期とみなして一及び二を適用するものとする。 (第百四十条の二第三項関係)

第二 都道府県知事又は指定都市の長の立候補制限に関する事項

第一の一により都道府県知事又は指定都市の長として引き続き在任することができないこととなる者は、当該都道府県知事の選挙又は当該指定都市の長の選挙における候補者となることができないものとする。

(公職選挙法第八十七条の二関係)

第三 その他

- 一 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行するものとする。
- 二 この法律の施行に伴い必要な経過措置を定めるものとする。
- 三 その他所要の規定の整備を図るものとする。